

市営住宅の住替え

原則として市営住宅から市営住宅への住替えは認められませんが、次のいずれかに該当する場合は、住替えを申請することができます。

ただし、現在入居している住宅において円満な共同生活を営み、関係法令等を遵守した上、家賃等の滞納がない場合に限りです。

なお、住替えに伴う費用については、全て個人負担となります。

●対象者

エレベータが設置されていない2階以上、または2階建ての住宅にお住まいの方で下記の①または②に該当する方

- ① 身体障がい者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免資格基準に該当する方（身体障がい者手帳の写しが必要です。）
- ② 60歳以上の方で、疾病等の原因により現在入居している住宅において日常生活又は共同生活に著しく支障があると認められる場合（階段等の昇降に著しく支障がある旨を明記した医師の診断書が必要です。）

●申込み・抽選方法

申込み・抽選方法ともに一般公募の方法と同様です。
詳しくはお問い合わせください。

●住替え先となる住宅

- ・平屋
 - ・エレベータが設置されている住宅
 - ・エレベータが設置されていない住宅については1階または2階
- ※同じ階層への住替えはできません（例：2階から2階、3階から3階）
※管理開始から10年未満の住宅への住替えはできません

●その他

現在お住いの住宅については、通常どおりの退去手続きが必要となります。